

飼料中の残留農薬基準の設定に対する 農林水産省の対応について

1. 食品健康影響評価依頼計画について

厚生労働省から提出された「平成18年度食品健康影響評価依頼予定物質について」（平成18年3月30日付け食安基発第0330001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長通知）の策定の際は、厚生労働省と十分に協議を行っており、これに含まれる農薬（60農薬）については同時に飼料中の残留基準値の設定について食品健康影響評価を求めてまいります。

これら60種類の農薬は、表「飼料中の残留農薬の分析法の整備状況及び食品健康評価計画について」のとおりで、平成18年度は、7農薬について評価を求める予定です。

2. 分析法の整備状況について

飼料中の残留農薬の分析法については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令により残留基準値を定める予定である60種類の農薬のうち53種類の農薬の分析法を「飼料分析基準の制定について」（平成7年11月15日付け7畜B第1660号）において既に制定しています。

農薬毎の分析法の策定状況は、表のとおりで、分析法が整備されていない7種類の農薬（イミダクロプリド、シアナジン及びナレド等）につきましては、現在独立行政法人肥飼料検査所を中心に分析法の開発を行っています。

また、効率的な検査のため、農薬毎の分析法を定めるとともに、GC/MS等の機器分析による一斉分析法を整備しています。例えば、現在飼料中の残留基準値を定める予定である60種類の農薬のうち33種類の農薬を一斉に分析することが可能な方法を制定しました。

3. 意見交換会等のリスクコミュニケーションについて

農林水産省では、ポジティブリスト制度導入に伴い飼料中の農薬の残留基準を設定することについて、平成17年12月28日から平成18年1月27日までパブリックコメントを実施（別紙1）したほか、以下のような説明会及び意見交換会等を開催し、リスクコミュニケーションに努めています。

- | | |
|----------|-------------------------|
| 3月 6日（月） | 生産現場での対応に関する意見交換会（東京都）※ |
| 5月10日（水） | ポジティブリスト制度対応説明会（北海道） |
| 5月15日（月） | ポジティブリスト制度対応説明会（岡山県）※ |
| 5月16日（火） | ポジティブリスト制度対応説明会（熊本県）※ |

5月17日(水) ポジティブリスト制度対応説明会(愛知県)※
5月18日(木) ポジティブリスト制度対応説明会(東京都)※
5月22日(月) ポジティブリスト制度対応説明会(宮城県)
(※ 厚生労働省の担当者が同席)

また、独立行政法人肥飼料検査所のホームページにおいて飼料中の残留農薬に関する質問と回答(別紙2)を掲載したほか、飼料製造及び飼料販売業者の団体、食肉及び食鳥関係の各種協議会、自給飼料関係の団体等の開催する各種会議及び研修会において、説明を行い、関係者の方々には理解を深めていただくよう努めています。

4. 食品安全委員会への報告について

各段階で逐次報告を行うこととします。

表 飼料中の残留農薬の分析法の整備状況及び食品健康評価計画について

番号	農薬名	分析法の整備状況	食品健康評価計画
1	γ-BHC	○	H18 リンデンをいう。
2	2, 4-D	○	
3	BHC(α-BHC, β-BHC, γ-BHC及びδ-BHCの総和をいう。)	○	
4	DDT(DDD及びDDEを含む。)	○	
5	アセフェート	○	
6	アトラジン	○	
7	アラクロール	○	H18
8	アルジカルブ	○	
9	アルドリノ及びディルドリン(総和をいう。)	○	
10	イソフェンホス	○	
11	イミダクロプリド		H18 現在分析法を検討中
12	エチオン	○	H18
13	エンドリン	○	
14	カルタップ、ベンシルタップ及びチオンラム(総和をいう。)		現在分析法を検討中
15	カルバリル	○	
16	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル(総和をいう。)	△	チオファネート及びチオファネートメチルの分析法が未設定
17	カルボフラン	○	H18
18	キャブタン	○	
19	グリホサート	○	
20	グルホシネート	○	
21	クロルピリホス	○	
22	クロルピリホスメチル	○	
23	クロルフェンピホス	○	
24	クロルプロファム	○	
25	クロルベンジレート	○	
26	シアナジン		現在分析法を検討中
27	ジカンバ	○	
28	ジクロルボス及びナレド(総和をいう。)	△	ナレドの分析法が未設定のため検討中
29	ジクワット	○	
30	シハロトリン	○	

番号	品名	性状	規格	備考
31	シフルトリン	○		
32	シマジン	○		
33	ジメトエート	○		
34	ダイアジノン	○		
35	チアベンダゾール	○		
36	デルタメトリン及びトラロメトリン(総和をいう。)	△		トラロメトリンの分析法が未設定のため検討中
37	テルブホス	○		
38	トリシクラゾール			現在分析法を検討中
39	二臭化エチレン	○		
40	パラコート	○		
41	パラチオン	○		
42	ピペロニルブトキシド	○		
43	ピリミホスメチル	○		
44	フィプロニル	○		
45	フェニトロチオン	○		
46	フェノプカルブ	○		
47	フェンチオン	○	H18	
48	フェントエート	○		
49	フェンバレレート	○		
50	フェンプロバトリン	○		
51	プロモキシニル	○		
52	ヘブダクロル	○		
53	ベルメトリン	○		
54	ペンタゾン	○		
55	ペンディメタリン	○		
56	ホスメット	○		
57	ホレート	○	H18	
58	マラチオン	○		
59	メチダチオン	○		
60	メトプレン	○		

プレスリリース

平成18年5月16日

農 林 水 産 省

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の一部改正案についての意見・情報の募集結果について

この度、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案」について、平成17年12月28日から平成18年1月27日まで、広く国民等から意見・情報の募集を行い、その結果等を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。なお、今回の意見・情報の募集の結果による当該省令の一部改正案の変更は、ありませんでした。

参考1 パブリックコメントの資料については、閲覧用として報道室に置いてあります。

また、「農林水産省ホームページ」の「パブリックコメント」でも御覧いただけます。<http://www.maff.go.jp/www/public/kekka.html>

2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正（案）についての意見・情報の募集について：

http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20051228press_1.html

問い合わせ先

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

担 当 ： 飼料安全基準班 元村 古川

代 表 ： 03-3502-8111(内線3171 3172)

直 通 ： 03-3502-8206

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)の一部改正案に対する御意見及びこれに対する見解

募集期間:平成17年12月28日から平成18年1月27日までの間

提出方法:インターネット、FAX又は郵送

提出状況:15通

本改正案に直接関係する御意見の概要とこれに対する見解

項目	御意見の概要	御意見に対する見解
基準値について	基準案の空欄の部分の扱いを教えてください。	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年4月11日法律第35号。以下「飼料安全法」という。)第4条に基づく規制の対象外となります。 ただし、有害な畜産物の生産や家畜の被害が生じる恐れがある残留が確認された場合は、飼料安全法23条により廃棄回収等の指示を行うことになります。
	フィプロニル、フェンバレード、ヘプタクロル、リンデン(γ-BHC)は食品衛生法で穀類の残留基準が設定されています。飼料作物について基準値が設定されていない理由をお示しください。 また、DDTの意図的な使用の可能性は低いと考えられますが、輸入飼料原料を含め、飼料作物に残留する可能性があることから、原料となる作物に基準を設定することが望ましいと考えます。Codexで定められている穀類の基準値を採用してください。ディルドリンおよびアルドリノについても飼料作物に基準値を設定してください。	飼料原料毎に基準値を定めた場合、脂肪に蓄積しやすい塩素系農薬など家畜が摂取する最悪なケースを想定すると食品衛生法で定める動物由来食品の暫定基準値の遵守が困難なものについては、配合飼料を対象に基準値を定めております。なお、基準値の設定にあたり、配合飼料の調査分析の結果から、当該基準値の遵守が可能であることを科学的評価に基づいて確認済みです。
	カルタップ、チオシクロラムおよびベンスルタップについては、1995年JMPRIにおいてADIが取り下げられています。登録保留基準があり、ポジティブリストには掲載されていますが、「検出してはならない」とするか、もしくは基準値の設定には安全性の評価が必要であると考えます。	御指摘のとおりカルタップは、1995年のJMPRIにおいてADIが取り下げられておりますが、これは、域値が設定できないからではなく、提出されたデータが不十分である理由によるものであること、また、食品衛生法で定める食品の暫定基準値が設定されていることから設定いたしました。 今後、依頼する予定である食品安全委員会からの健康影響評価を基に、必要に応じて基準値を再度検討する予定です。
	エチオンは、Codexの基準値は取り消されていることから、「検出してはならない」とすべきであると考えます。	御指摘のとおりエチオンはCodexの基準値から取り消されておりますが、乾牧草の主要な輸出国である米国では乾牧草に基準値が定められていることから基準値を定めております。 今後、依頼する予定である食品安全委員会からの健康影響評価を基に、必要に応じて再度検討する予定です。
	規制の対象となる配合飼料、混合飼料について定義が曖昧です。これらの飼料に使用する原料やその配合、由来などについて明確にしてください。	配合飼料とは、家畜の飼育に必要な栄養成分がすべて含まれるように、複数の飼料原料を混ぜて製造した飼料のことをいいます。一方、混合飼料とは、家畜の飼育に必要な栄養成分がすべて含まれていませんが、2種類以上の飼料原料を混ぜて製造した飼料のことをいいます。なお、当該飼料を規制の対象とした目的は、家畜が摂取する飼料の段階で残留農薬の規制を行うことが有効であるためです。
	60成分の農薬名と対象となる飼料について基準値案が提示されているが、食品製造粕類(焼酎粕等)や食品副産物(ビートパルプ単体等)については対象となる農薬が、明確でないことから、わかりやすい説明を望む。	飼料中の残留基準値を設定した農薬は、家畜が摂取する可能性が高いものを優先的に基準を定めております。ビートパルプなどの食品副産物は、食品の規格を満たした食品残さであり、乾牧草と比べて残留する可能性が低いため基準化は行いませんでした。今後独立行政法人肥飼料検査所の調査の結果をもとに、必要に応じて基準化を行うことといたします。

本改正案に直接関係する御意見の概要とこれに対する見解

項目	御意見の概要	御意見に対する見解
基準値について	今回は畜産動物の飼料に対する基準値であることが示されていますが、日本の食生活では養殖魚が重要な位置を占めており、水産用飼料についても同様の規制が必要であると考えます。また、EU規則(Regulation (EC) No 396/2005)においては環境保護の必要性も述べられており、特に水産用飼料においてはこのことが重要です。以上のことから、水産用飼料に関する規制についてお示しください。 アフラトキシンB1についても配合飼料だけではなく、原料となる飼料作物について基準を定めるべきであると考えます。FAO調査(Worldwide regulations for mycotoxins in food and feed in 2003)によると、大多数の国において、乳用牛用飼料に対して5 μg/kgの基準が設定されています。国内における乳用牛用飼料の基準として、この基準値を採用すべきであると考えます。 また、アフラトキシンB1について、幼令期を除く動物の飼料を対象として、多くの国で20 μg/kgの基準値が設定されています。国内においても同等以上の基準値を設定すべきであると考えます。	養殖魚においては、農産物を飼料原料に使用することが少ないこと等から飼料を通じた農薬残留の可能性は低いと考えられるため、現在のところ、養殖魚用飼料の規制は考えておりません。 飼料中のアフラトキシンB1の規制は、昭和63年から通知において本改正案と同じ基準値を設定していますが、この際に、Codexで定められた乳中のアフラトキシンM1の基準値(0.5ppb)を満たすことを飼養試験で確認しています。 厚生労働省が実施した平成13年度に国内の牛乳中のアフラトキシンM1の汚染実態調査(n=208、最大0.015ppm)では、Codexの基準値(0.5ppb)はもちろん、飼料規制が厳しいEUの基準値(0.05ppb)を超えた実績がないことから、乳牛用飼料の基準値を変更する必要性が低いと考えております。 今後、国際基準の動向を考慮し、必要に応じて基準値の再検討を行い、飼料の安全性の確保に努めて参ります。 なお、独立行政法人肥飼料検査所では飼料穀物についてもサーベイランスをしており、この結果生産国の気象条件により汚染度が高まっていることが認められた場合には注意喚起を行うと共に、必要に応じ飼料安全法第51条に基づき、汚染度が高まった生産国の飼料を輸入する際は、あらかじめ届け出る措置を行うことで飼料の安全性が確保できると考えております。

飼料中の残留農薬等のリスク管理措置に関する御意見の概要とこれに対する見解

項目	御意見の概要	御意見に対する見解
飼料中の残留農薬等に関する情報提供について	穀類や乾牧草などの輸入原料についての諸外国での農薬の使用状況についての情報収集は困難であるので、ぜひ情報提供をお願いしたい。	今後、各国の農薬の使用実態について情報を収集し、情報提供に努めて参ります。なお、各国のHPで農薬の登録状況について公開されている他、米国農務省(USDA)では穀類に使用される農薬の使用量がホームページで公開されております(http://usda.mannlib.cornell.edu/reports/nassr/other/pcu-bb/#top)。
	基準値の設定される160成分のうち、過去の検出例や検出する可能性の高い農薬にはどんなものがあるか情報の提供をお願いします。	独立行政法人肥飼料検査所は、飼料中の残留農薬等について幅広くモニタリング・サーベイランスを実施し、ホームページにおいて公開されております。今後とも、情報提供に努めて参ります。
	本改正案では、食品のポジティブリスト制度とは異なり、基準値の設定されていない農薬等は規制の対象外であると理解しています。このような対応は、これら以外の農薬が主要な飼料原料に残留する可能性が低く、飼料を通じた畜産物への残留を懸念する必要がないこと等から、リスクの程度に応じた適当な対応であると考えます。このような規制の考え方について畜産物の生産者や消費者に理解が得られるよう、十分な情報の提供をして頂きたい。 同旨他6件	飼料のリスク管理措置の考え方につきましては、本年3月6日に消費者、食品業者、畜産農家、飼料関係業者等を対象に意見交換会を実施しました。また、独立行政法人肥飼料検査所のホームページに掲載したQ&Aにおいて説明しております。今後わかりやすい情報の提供に努め、消費者等の理解に努めて参ります。
	独立行政法人肥飼料検査所による輸入飼料原料中の農薬残留分析結果を見れば、飼料原料が問題のある程度に農薬に汚染されている例はほとんどないと理解しています。従って、輸入飼料原料の全てのロットについて、飼料中の残留基準値が設定される農薬60成分を分析し、基準値を満たしていることを示すよう求めることは過重であると考えます。畜産物の生産者や消費者がこのような過重な措置を飼料輸入業者に求めることのないよう、飼料中の農薬の残留実態を踏まえた十分な説明をして頂きたい。 同旨他4件	御指摘のとおり、これまでの独立行政法人肥飼料検査所によるモニタリング・サーベイランスの結果、飼料原料が畜産物に残留が生じる程度に農薬に汚染されている例はほとんどないことが明らかとなっております。 また、今回設定を予定している残留基準値は、生産段階で農薬を適正使用すれば十分遵守できるものです。 従って、飼料原料についてロットごとに残留基準値が設定される農薬60成分を分析し、基準値を満たしていることを求めるといった対応ではなく、飼料原料の生産者に対し農薬の適正利用を求めることで、十分効果的かつ確実に、飼料の安全性を確保できると考えられます。 以上のことを、本年3月6日に行った意見交換会及び独立行政法人肥飼料検査所のホームページに掲載したQ&Aにおいて説明しております。 今後わかりやすい情報の提供に努め、消費者等の理解に努めて参ります。

飼料中の残留農薬等のリスク管理措置に関する御意見の概要とこれに対する見解

項目	御意見の概要	御意見に対する見解
飼料中の残留農薬等に関する情報提供について	現行の飼料安全法よって、配合飼料に由来する食品の安全性が確保されてきたことと、今回のポジティブリスト制度の導入に関しても基本的に同様のものであることを生産者と消費者にわかりやすく説明していただきたい。 同旨他2件	従来から飼料中の残留農薬についてリスク管理措置を行ってきたことを、本年3月6日に意見交換会において説明しております。今後もわかりやすい情報の提供に努め、消費者等の理解に努めて参ります。
	食品のポジティブリストでは約200成分の飼料添加物及び動物用医薬品が規制対象となっていますが、飼料安全法および薬事法による規定を遵守する限り、国産の畜産物への移行残留を懸念する必要はないと考えますが、この点についても十分な情報提供をして欲しい 同旨他1件	飼料添加物や動物用医薬品については、飼料の成分規格及び使用の方法の基準並びに動物用医薬品の使用基準が定められており、これらを遵守すれば食品衛生法に基づく畜産物の残留基準値を遵守できることについて、家畜の飼養試験結果に基づき確認されています。 これらのことについて、本年3月6日に消費者、食品業者、畜産農家、飼料関係業者等を対象に意見交換会の中でもご説明しました。今後もわかりやすい情報の提供に努め、消費者等の理解に努めて参ります。
	食品衛生法のポジティブリスト制度導入について、飼料安全法は規制対象品目の拡大で対応する法的スキームになっている。 したがって、飼料安全法等を遵守すれば、食品衛生法上、問題はないと理解してよいのか。	今回設定を予定している飼料中の農薬の残留基準値については、これを満たす飼料を給与した家畜から生産される畜産物が、食品のポジティブリスト制度に基づく畜産物中の農薬の残留基準値を満たせることを家畜の飼養試験等から確認したものです。 また、これまでの独立行政法人肥飼料検査所による飼料中の農薬についてモニタリング・サーベイランスにおいて畜産物への残留が懸念される水準の残留があった農薬はすべて、今回基準値を設定しようとしている60種類の農薬に含まれています。 以上のことから、これらの残留基準値が遵守されれば食品衛生法に基づく残留基準値を超えて畜産物中に農薬等が残留する可能性は極めて低いと考えています。 なお、飼料添加物については、飼料安全法で定める基準規格(飼料への添加量の上限值や給与してよい家畜の種類等)を遵守すれば、食品衛生法に違反するような残留が生じる可能性はありません。
	最近の農薬は、野菜などからでも残留成分が検出されないほど分解性が高いものが開発されており、飼料安全法上の規制を超えるような濃度の残留はしないと聞いております。 また、家畜が摂取しても、排泄物等によって体外へ排出されるため、畜産物には移行しにくいと聞いております。 農薬が使用されてから時間の経過とともに分解が進むことや、動物の体内に摂取されても畜産物に移行しにくいことなどに関する家畜の代謝機能についてわかりやすく説明して欲しい。	飼料への農薬の残留実態や農薬が残留した飼料を摂取した場合の畜産物への移行する可能性につきましては、本年3月6日に消費者、食品業者、畜産農家、飼料関係業者等を対象に意見交換会を実施しました。また、独立行政法人肥飼料検査所のホームページに掲載したQ&Aにおいて説明しております。今後もわかりやすい情報の提供に努め、消費者等の理解に努めて参ります。
	今回の改正省令案には、ポジティブリスト制度の導入に伴って飼料中の残留農薬基準を設定するに至ったことが記載されていますが、薬剤の選定、設定基準値の根拠をはじめ、この間の経過や審議内容が示されていない。 国民、消費者へ向けて、省令の改正を検討した趣旨および経過、また基準の設定対象である60成分を選択した観点について、わかりやすい解説をして欲しい。	飼料のリスク管理措置の考え方につきましては、本年3月6日に消費者、食品業者、畜産農家、飼料関係業者等を対象に意見交換会を実施しました。また、独立行政法人肥飼料検査所のホームページに掲載したQ&Aにおいて説明しております。また、農業資材審議会は公開で行っており、その際の説明資料や議事録はホームページで公開することとしています。今後もわかりやすい情報の提供に努め、消費者等の理解に努めて参ります。

飼料中の残留農薬等のリスク管理措置に関する御意見の概要とこれに対する見解

項目	御意見の概要	御意見に対する見解
検査について	輸入穀物や乾牧草について、行政はどのような内容や頻度でこれらの検査を行うのでしょうか、教えてください。 又、汚染原料を水際で食い止める為にも、検査の強化と結果の速やかな開示をお願い致します。 同旨他2件 国が率先して水際でもなんでもやっていただかないことには、今の飼料業界の現状では原材料の分析に追われてしまうばかりです。また分析結果が出るのを待っている状態が続くようでは原材料の安定確保にも支障を来す恐れがあります。	従来から飼料中の残留農薬やカビ毒の基準値は通知で定められており、港湾サイロ、倉庫及び飼料製造工場において独立行政法人肥飼料検査所による立入検査で農薬の分析を年間数千点程度行い結果についても公表しております。流通実態に合わせた立入検査を実施するとともに、検査結果は速やかに開示するよう努めて参ります。 畜産物の安全性を確保する上で飼料の安全性の確保が重要です。しかし、過去の検査所による分析結果からも明らかなように、飼料に今回設定を予定している残留基準値を超える農薬が残留している例はほとんどありません。飼料の輸入の都度に基準値が定められた農薬のすべてについて分析して基準値を満たしていることを確認することは困難であり、上記の汚染実態からも不必要な対応であるといえます。 むしろ、飼料を輸入される業者にとっては、これを遵守できる適正な農薬の規制が生産国で行われていることを確認することが重要であるといえます。また、特に生産農家が特定できる場合は、我が国の飼料規制の内容を生産農家に伝え、これに違反が生じないよう農薬の適正使用を求めていることが重要と考えられます。
今後の方針について	今回の改定においては、60成分に拡大されていますが、食品衛生法では農薬等は約800成分が基準化されています。今後の安全法改正の具体的方向性について開示願いたい。 ①成分基準化の拡大計画 ②規制のあり方において、穀類、乾草、配合飼料にわけて規制されていますが、今後ともこの分け方で行うのか。 食品の安全性を確保し、国民の健康を保護する観点からは、フードチェーンのすべての段階において一貫した管理が求められます。特に飼料中の成分規格設定は、食用動物の安全性を担保する上で重要と考えます。現在、生産資材は農林水産省、食品については厚生労働省と監督官庁が分かれているため、適正な管理の実施には両省間の十分な連携が必要です。飼料と食品における成分規格や基準値設定の考え方をはじめ、フードチェーンのすべての段階で一貫した管理が行われるよう、厚生労働省と十分に協議をして欲しい。 リスクアナリシスの原則に照らすと、残留基準の設定には薬剤ごとの科学的評価が必要です。また、今回設定する基準値の妥当性については、畜産物への残留によりヒトの健康への影響が懸念されることから、リスク評価機関である食品安全委員会への諮問が必要です。 本省令は、ポジティブリスト制度導入に合わせ、5月に施行されることになりますが、ポジティブリスト制度と同様、基準設定の考え方及び個別の薬剤の基準値について妥当性の評価が必要です。今後、改正省令案について、食品安全委員会に健康影響評価を依頼してください。	独立行政法人肥飼料検査所の調査によりこれまで飼料から検出されたことのある農薬、有機塩素系農薬等残留性が高い農薬について、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」(昭和51年7月24日農林水産省令第35号。以下「省令」という。)に基づく基準値設定の作業を進めて参りました。独立行政法人肥飼料検査所では、従来から様々な飼料原料の残留農薬について検査又は調査を行っており、引き続き、本改正案で定める農薬以外についても調査を行い、その結果をもとに必要に応じて農薬や飼料原料の基準の設定を検討し、畜産物や家畜の安全性の確保に努めて参ります。 御指摘のとおり、飼料規制と食品の安全性の確保は密接に関連していると認識しております。今後とも、厚生労働省との連携に努めて参ります。 食品衛生法で定める残留農薬の暫定基準と同様に本省令が施行された後に、速やかに食品安全委員会へ健康影響評価を求める予定です。

飼料中の残留農薬等のリスク管理措置に関する御意見の概要とこれに対する見解

項目	御意見の概要	御意見に対する見解
今後の方針について	カビ毒の残留基準値につきましては、カビ毒として代表的なアフラトキシンB1の基準値が設定されとのことですが、その他のカビ毒(例えばゼアラレノン、フモニシン、T-2)などの基準値の設定は検討されているのでしょうか。 同旨他1件	現在、「ゼアラレノンの検出について」(平成14年3月25日付け13生畜第7269号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知)及び「飼料中のデオキシニバレノールについて」(平成14年7月5日付け14生畜第2267号農林水産省生産局畜産部飼料課長通知)でゼアラレノン及びデオキシニバレノールの暫定基準を設定しておりますが、今後、省令における基準値の設定を検討する予定です。 ゼアラレノンやデオキシニバレノール以外のかび毒につきましても、飼料の汚染状況を把握しつつ、必要に応じて、基準値の設定を検討して参ります。
分析法について	安価で迅速に測定できる分析方法を施行日までに開発普及してもらいたい。	輸入業者や製造業者等が取り扱われる飼料中に残留する農薬やかび毒の量を把握するための簡易な分析法の検討を、開発する団体へ助成を行っております。
	各物質の分析方法の明確化及び統一をはかっていただきたい。 簡単な一般分析でも方法が違えば結果が違ってくるぐらいですから、微量なものを分析する場合、検体に応じた抽出などの処理方法が異なれば必然的に違ってくるものと思います。したがって、方法が明確になっていないと混乱の元になると思います。	飼料中の残留農薬の分析方法につきましては、複数ラボでの妥当性確認の上、「飼料分析基準」(平成7年11月15日付7畜B第1660号農林水産省畜産局長通知)にて定めております。

その他の御意見の概要とこれに対する見解

項目		
省令で定めない農業について	約100成分の農業について通知により定める暫定的な基準の扱いについて教えて欲しい。 同旨他1件	省令で定める60の農業のほか、諸外国で飼料への使用についての登録がある農業は、約100成分あることが知られており、これら100成分の農業について暫定的な基準を設けることを検討しました。しかし、これまでの独立行政法人肥飼料検査所での分析の結果、これら100成分の農業が飼料から検出される例が極めて少ない(過去4年間に1902点の分析を行った結果、3点検出)ことから、諸外国での登録のあるものについてのみ区別して暫定的な基準を設けることは行いません。 そのため、独立行政法人肥飼料検査所がモニタリング、サーベイランスを行う省令で定める60種類以外の農業は、約100種類の農業に限定せず、飼料作物の生産国の事情を考慮しつつ幅広く実施することとします。 本改正案で定める60種類の残留農業の基準値を超えた飼料に対しては、飼料安全法第4条に基づく規制に該当するため、廃棄回収等の処理を指示することになります。一方、省令で残留基準値を定めない農業が検出されても、飼料安全法第4条に基づく規制に該当しませんが、継続的に検出される場合は、必要に応じて残留農業の基準値の設定について検討を行い、飼料の安全性の確保に努めて参ります。 ただし、本改正案で定めない農業であっても、有害な畜産物や家畜へ悪影響を及ぼす恐れがある残留が認められた場合は、飼料安全法第23条により廃棄回収等の指示を行うこととなります。
基準値の設定数について	原材料の分析すべき農業の種類を約160種類(内約100種類は暫定)よりもっと絞れないのでしょうか？ 過去のこういった調査で優先的に約160種類になったのか、そして肥飼料検査所での検査がなぜ60種類でよいのか具体的なことがよく分かりません。 こういった作物にどのような農業が使用されているのかという実体に分からなければ、いたずらに消費者をも混乱・不安に陥れるばかりです。 食の安全は無論重要なことでありおそれるものではありませんが、160種類ということで末端からの強い要望により、ある原料に使われるはずのない農業まで闇雲に調べることにすれば、その経費もばかになりません。	畜産物の安全性を確保する上で飼料の安全性の確保が重要です。そのため、独立行政法人肥飼料検査所の調査によりこれまで飼料から検出されたことのある農業、有機塩素系農業等残留性が高い農業について、省令に基づく基準値設定の作業を進めて参りました。しかしながら、過去の検査所による分析結果からも明らかなように、飼料に今回設定を予定している残留基準値を超える農業が残留している例はほとんどありません。飼料の製造、輸入又は販売の都度に基準値が定められた農業のすべてについて分析して基準値を満たしていることを確認することは困難であり、上記の汚染実態からも不必要な対応であるといえます。 むしろ、飼料を扱われる業者にあつては、これを遵守できる適正な農業の規制が生産国で行われていることを確認することが重要であるといえます。また、特に生産農家が特定できる場合は、飼料規制の内容を生産農家に伝え、これに違反が生じないよう農業の適正使用を求めていくことが重要と考えられます。
その他	BSEで牛肉の規格基準をはっきりと明言要望されたように、国が率先して原材料の主だった原産国と交渉し、規格・基準の指導・アピールをしていただきたい。 原材料の多くを海外に頼っている日本で、個々の企業が分析結果を基に相手原産国に交渉しても、「ならば、日本には売らない。基準の低い国に回す」ということにでもなれば、益々日本の食の確保が難しくなることでしょう。相手が開発途上国であれば、国が開発援助等を武器に外交の場でリーダーシップを取って相手国を指導し、安全基準を満たした原材料が日本に入ってくるようにすることこそ国策であると思います。	現在、SPS協定に基づき、WTO加盟国に対して飼料中の残留農業に関する規制内容を提示し、意見を募集しております。 3月6日に開催された意見交換会では、各国の在日大使館からの参加がありましたので、今後も必要に応じて意見交換会等の参加に努めて参ります。

食品のポジティブリスト制度導入に伴う飼料の対応について（Q & A）

Q 1 食品のポジティブリスト制度導入に伴い、飼料の規制が見直されると聞きましたが、
どういった内容でしょうか。

A 1 平成 15 年 5 月に食品衛生法が改正され、食品中の農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」といいます。）の残留については、従来の「残留基準値が定められたものについてはこれを超えて残留する食品の流通を禁止するが、残留基準値のないものについては規制の対象としない」という「ネガティブリスト制度」から、「原則、一律基準値（0.01ppm）を超えて残留するものの流通を禁止する。ただし、残留基準値が定められたものはこれを超えて残留する食品の流通を禁止する。」という、いわゆる「ポジティブリスト制度」に移行することとされました。

本制度は平成 18 年 5 月 29 日から適用されることとされており、このための食品中の農薬等の残留基準値が平成 17 年 11 月 29 日に告示されました。

食品のポジティブリスト制度は、野菜などの作物だけでなく畜産物についても適用されます。この際、野菜などでは農家がルールを守って農薬を使用することで、食品中の農薬の残留基準値を守れますが、畜産農家が飼料を購入する場合、自ら農薬を使用するわけではなく、自分で飼料中の農薬残留をコントロールできないという問題が生じます。このため、飼料安全法に基づき飼料穀物等について農薬の残留基準値を設定し管理することで、食品衛生法に基づく畜産物中の農薬の残留基準値が守られるよう措置することとしています。

Q 2 飼料中の農薬の残留基準値は、どのような考え方で設定されるのでしょうか。

A 2 農林水産省では食品衛生法に基づき定められた食品中の農薬の残留基準値と整合性のとれた飼料中の残留基準値を、飼料中への残留実態及び畜産物への残留性から畜産物に残留する可能性が認められる農薬 60 種類について設定し、食品のポジティブリスト制度が施行される平成 18 年 5 月 29 日に同時に施行することとしています。

この飼料中の農薬残留基準値の設定に当たっては、家畜への給与試験のデータに基づき、基準値と同じ濃度の農薬を含む飼料を食べ続けた場合であっても、食品衛生法に基づく畜産物中の農薬残留基準値が守れることを確認しています。

なお、食用にも飼料用にも利用されとうもろこし、大麦などの穀物については、食品衛生法に基づき定められた食用の穀物の残留基準値と同じ値を飼料用の穀物の農薬残留基準値に準用することとしています。

Q 3 飼料中の農薬残留についてもポジティブリストによる規制をするのでしょうか。もしそうでないなら、食品中の農薬等の残留についてはポジティブリスト制度が導入されるのにもかかわらず、飼料についてはなぜポジティブリスト制度を導入しなくてよいの

でしょうか。

A3 飼料中の農薬残留規制についてはポジティブリストによる規制ではなく、基準値を定めた農薬についてこれを超えて農薬が残留したものを規制することとしています。

飼料については食品とは異なり、家畜の体を通じて畜産物に農薬が残留した場合にはじめて人の健康への影響が生じ得ます。一般に登録を受けて使用が認められている農薬は残留性が高くはなく、食品のポジティブリスト制度における一律基準値より相当程度高い濃度の農薬を添加した飼料を家畜に給与しても畜産物に農薬は残留しません。

また、独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」といいます。）がこれまで飼料に含まれる農薬について調査を行ってきた結果、飼料から検出される農薬の種類は限られていることが判っています。

このような状況で、リスクの程度に応じたリスク管理という観点から、

① これまでに検査所の調査等で飼料から検出されたことがある農薬

② 畜産物への残留性が比較的高い農薬

のいずれかに該当する、飼料を通じて畜産物に残留する可能性がある 60 種類の農薬について基準を設け規制を行うことで、食品の安全性が十分確保できると考えたものです。

なお、検査所等による今後の更なるデータや知見の収集結果を踏まえ、必要に応じて新たな農薬について基準値を追加していくこととしています。

（参考）

農薬を添加した飼料を給与した場合の畜産物への残留量の例

単位：ppm、日

農薬名	区分	牛乳	鶏卵	豚肉	鶏肉
グリホサート	飼料への添加濃度	400*	40*	40*	40*
	添加飼料の給与日数	28	28	28	28
	畜産物中への残留濃度	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
ジクワット	飼料への添加濃度	100	40	40	40
	添加飼料の給与日数	30	28	28	56
	畜産物中への残留濃度	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005
フェニトロチオン	飼料への添加濃度	50	35	200	35
	添加飼料の給与日数	29	7	84	7
	畜産物中への残留濃度	不検出	0.005	<0.01~0.03	<0.005

※グリホサート及びその代謝物である AMPA を 9:1 で混合したもの

Q 4 飼料穀物中の農薬の残留基準値は、食品衛生法で定められた食用の穀物中の農薬の残留基準値を準用しているとのことですが、飼料穀物は家畜を通じて人に間接的に影響が及ぶので食用の穀物に比べて人の健康への影響がより小さいとされているにもかかわらず、なぜ同じ基準値を適用する必要があるのでしょうか。

A 4 食品の表示等に関する国際機関であるコーデックス委員会や諸外国では、農薬を適正に使用した場合の残留量をもとに食品中の残留基準値を設定しています。

大半の輸入穀物は、食用にも飼料用にも同じものが使われています。従って農薬の使用に関する規制が同等であることから、飼料用の穀物に食用と同等の残留量の農薬が残留することを想定して、これを家畜が摂取した場合の畜産物中の農薬残留量をもとに畜産物中の農薬残留基準値が設定されます。

このようにして設定される農薬の残留基準値は、個々の食品について安全であるかどうかを判断するためのものというよりもむしろ、この基準値を食品が満たしていることを確認することで農薬が適正に使用されていることを確認するためのものであり、また、このような農薬の適正使用により、食品全体としての安全性が確保されるわけです。

従って、飼料用であれ食用であれ、同じように農薬が使用される穀物には同じ基準値を適用することが適当です。

Q 5 日本は飼料の大部分を輸入に依存していると聞きますが、外国から輸入される飼料は農薬の残留等があり危険なのではないのでしょうか。

A 5 これまでの検査所による飼料中の残留農薬についての調査の結果、以下のとおり、輸入飼料を含め飼料に農薬が残留している例は僅かです。

区 分	分析件数 ^(注)	うち、農薬が検出された点数	うち、新たに設ける基準値 (案) を超える農薬が検出された点数
穀 物	6,286	73 (1.2%)	6 (0.1%)
牧 草	15,089	408 (2.7%)	15 (0.1%)

(注1) 穀物については平成15～17年、牧草については平成2～17年の間に分析された農薬の総数である。

(注2) 詳細については[こちら](#)を参照願います。

Q 6 もしも外国での事故等により、基準値が設定されていない農薬が高い濃度で飼料から検出された場合でも、規制の対象にはならないのでしょうか。

A 6 万が一何らかの事故等により、特定の国において広範囲かつ有害な程度に飼料への

農薬の混入が発生してしまった場合には、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（以下「飼料安全法」という。）の第 23 条の規定により有害な飼料の輸入等を禁止したり、同法 51 条の規定により汚染のおそれのある飼料の輸入について届出を義務付け検査する等の措置をとることが考えられます。

Q 7 食品のポジティブリスト制度導入に伴い、飼料添加物について規制が強化されますか。

A 7 飼料添加物のうち、ビタミン、アミノ酸、ミネラル等は、食品のポジティブリスト制度の対象外物質として指定されていたり、天然物であることから、食品及び飼料中の残留は問題とされておりません。

それ以外の飼料添加物に関しても、飼料安全法に基づき飼料添加物を添加してよい飼料の種類や給与してよい時期などが定められており、これらが守られた飼料を使用する限り、畜産物中に食品衛生法の基準値を超えて飼料添加物が残留することはありません。なお、飼料工場等においては、飼料の種類ごとに定められた基準に沿って飼料添加物が適正に添加されていることについて、検査所が立入検査を実施しています。

飼料添加物については、このような従来の規制の仕組みで食品のポジティブリスト制度に十分対応できるため、新たな規制強化は必要ありません。

Q 8 海外では除草剤に耐性のある遺伝子組換え作物が栽培されていることから、除草剤に汚染された飼料が輸入されるのではないのでしょうか。

A 8 現在、遺伝子組換え作物が耐性を与えられているグリホサートやグルホシネートは残留性や毒性が高くはなく、生育初期に用いられることが一般的であるので、飼料を通じて畜産物に残留することは考えにくいです。

組換え体であれそれ以外の作物であれ、各国において定められた使用規制に従い適正な農薬使用を行うことで基準値を遵守することが可能です。

Q 9 食品のポジティブリスト制度導入に伴い、畜産農家は何をすればよいのでしょうか。

A 9 現在一般に使用されている農薬は残留性や毒性が高くなく、一般に流通している飼料の使用によって畜産物に人の健康に問題の生じるレベルの農薬残留が起こることは考えにくいところです。一方、建築廃材等の産業廃棄物には、有機塩素系殺虫剤等の過去に使用されていた残留性の高い薬剤により汚染されたものがあり、これを家畜の敷き料や飼料に使用することで畜産物が汚染される可能性があるので注意願います。

また、飼料添加物の畜産物中への残留や家畜への被害を防止するため、対象家畜や使用時期が定められた飼料について、これらを遵守し適正に使用するとともに、このような適正使用について示せるよう、記帳等により飼料の使用記録を残すことが大切です。

Q10 食品のポジティブリスト制度導入に伴い、飼料の輸入の都度、残留農薬を分析し違反がないことを示す必要があるでしょうか。

A10 畜産物の安全性を確保する上で飼料の安全性の確保が重要です。しかし、過去の検査所による分析結果からも明らかなように、今回設定を予定している飼料中の農薬残留基準値を超えて農薬が飼料に残留していた例はほとんどないことから、必ずしも飼料の輸入の都度に基準値が定められた農薬の全てについて分析して基準値を満たしていることを確認する必要があるとは考えていないところです。

むしろ、飼料を輸入する業者におかれては、これを遵守できる適正な農薬の規制が生産国で行われていることを確認することが重要であるといえます。また、特に海外での生産農家が特定できる場合には、我が国の飼料規制の内容を生産農家に十分に伝え、残留に関して違反が生じることのないよう農薬の適正使用を求めていくことが重要と考えられます。

また、農家や畜産物を扱う食品関連業者の方々におかれては、飼料について輸入の都度、農薬の分析結果の添付等を求めること等よりも、むしろ農家から飼料輸入業者に対して生産国での適正な農薬使用について十分な情報収集をされているか等について確認頂くことや、食品関連業者から農家に対して飼料の適正使用を行っていることや自家で飼料作物を栽培する際に農薬を適正に使用していることについて確認いただくことが重要であると考えられます。